

# 神戸市耐震改修促進計画

[2016-2020]

概要



神戸市耐震キャラクター  
オキールファミリー

平成28年3月  
神戸市



# 基本理念・基本方針

## 基本理念 自己決定力の向上

神戸市民には、阪神・淡路大震災からの復旧・復興の経験を通して、自主防災・地域防災の考えが根付いています。神戸市民がこれまで培ってきた強みを生かしながら、日頃からの備えと災害時の行動について市民・事業者・市それぞれの立場から、自ら考えて備え、判断し、行動する「自己決定力の向上」を基本理念として、防災・減災のさらなる推進に取り組むこととしています。

## 基本方針

地震への日頃からの備えとして生命を守る耐震化に市民・事業者・市それぞれの立場から取り組む上で、以下の3つの方針を掲げます。

### 1 すべての建築物の耐震安全性確保に向けた普及・啓発



#### これまでの取り組み

あらゆる機会をとらえて普及啓発を実施

#### 現状・課題

耐震化の重要性等を認識しても実行に至らない場合がまだまだ多い

#### 改定のポイント

所有者が自らの問題として認識できるような普及・啓発の推進  
耐震化の取り組みを支援するための体制の充実

### 2 住宅所有者の状況、地域特性などを踏まえた施策展開の検討



#### これまでの取り組み

平成12年以降耐震診断・耐震改修補助を実施

#### 現状・課題

高齢化等の所有者の状況等から、耐震化への取り組みが困難なものが多くなっている

#### 改定のポイント

所有者の状況や住宅の取得方法、地域特性を踏まえた施策展開の検討・実施

### 3 「多数の者が利用する建築物※」の耐震化促進



#### これまでの取り組み

大規模建築物の耐震診断・耐震改修の補助事業等により耐震化を促進

#### 現状・課題

「多数の者が利用する建築物」の耐震化促進への取り組み強化が必要

#### 改定のポイント

大規模建築物への支援の継続、大規模建築物に該当しない建築物の耐震化促進の方策の検討

#### ※「多数の者が利用する建築物」

耐震改修促進法第14条第1号に定める、所管行政庁による指導・助言対象の建築物

(用途) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他 (規模) 一部の用途を除き階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上

# これまでの取り組みと現状

## これまでの目標の達成状況



住宅

### 【住宅全般】

住宅の耐震化率は前計画策定時(平成15年)の84%から91%(平成25年)となっています。「耐震性なし」の戸数は、平成15年から平成25年の10年間で約3万戸減少し、平成25年時点で6.7万戸となっています。

### 【市営住宅】

市営住宅の耐震化率は前計画策定時(平成19年)の75%から85%(平成26年)となっています。

## ◆ 建築物の耐震化の促進を図るための施策の取り組み状況と課題

### 住宅の耐震化における取り組み状況

・耐震診断・耐震改修工事に対する補助事業のほか、小規模型耐震改修工事や、耐震シェルター、防災ベッドの設置、家具固定への補助事業等の取り組みを実施

### 住宅の耐震化促進における課題

#### ●所有者の状況に応じた施策の展開

高齢化等の所有者の状況や相続・売買等の取得方法によって阻害要因が異なるため、それぞれに応じた施策を検討する必要があります。

#### ●地域特性に応じた施策の展開

敷地条件や建物の状況、不動産流通の状況等は、地域ごとに異なるため、各地域の特性を踏まえた耐震化の推進を図る必要があります。

## これまでの目標の達成状況



多数の者が利用する建築物

### 【民間建築物】

住宅以外の民間建築物の耐震化率は、前計画策定時の75%(平成19年)から現況82%(平成26年)となっています。

### 【公共建築物】

公共建築物については、前計画策定時の68%(平成19年)から現況97%(平成26年)となっており、平成27年度末には98%となる見込みです。

## ◆ 建築物の耐震化の促進を図るための施策の取り組み状況と課題

### 多数の者が利用する建築物における取り組み状況

・大規模建築物の耐震診断・耐震改修の補助事業等を実施

### 多数の者が利用する建築物の耐震化促進における課題

#### ●「多数の者が利用する建築物」の耐震化促進

大規模建築物について引き続き耐震化を支援していくとともに、大規模建築物に該当しない規模の「多数の者が利用する建築物」についても、耐震化に向けた啓発・支援策等について検討する必要があります。



## ◆ 建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及への取り組み状況と課題

### 啓発及び普及への取り組み状況

### 啓発及び普及の課題

- ・地域団体や住民と連携した「出前トーク」や地震体験車による体験会、地域住民によるピンポン♪作戦(戸別訪問)等の実施
- ・また、関係団体と連携した耐震改修のオープンハウスや住まいのよろず相談会、トークイベント等の実施

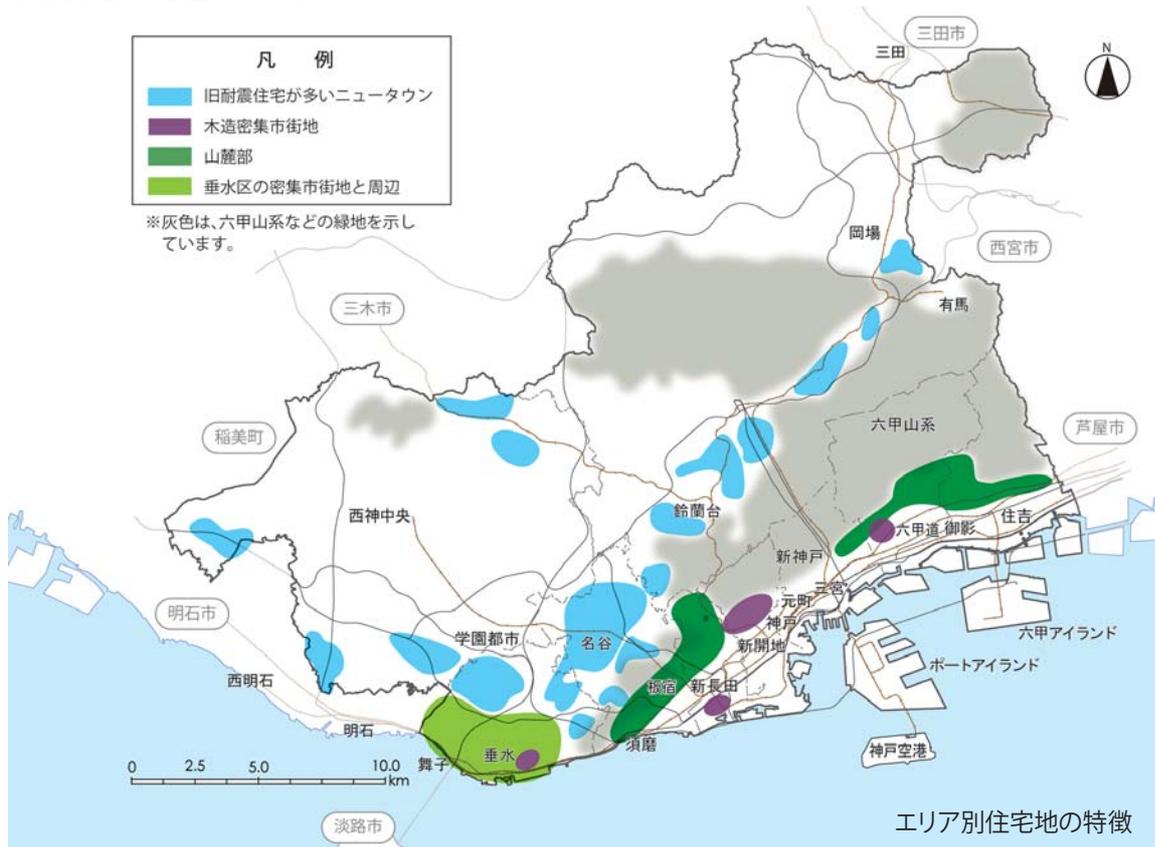
対象者にさらに効率的・効果的に伝えるための普及啓発のあり方等を検討した上で、引き続き取り組んでいく必要があります。



## 地域特性に応じた耐震化の推進

本市には、ニュータウンや密集市街地、山麓地域など様々な特徴をもった地域があり、敷地条件、道路の状況や建物の状況、不動産流通の状況等は地域によって異なります。

地域ごとの課題の把握に努め、地域特性を踏まえた支援策や普及啓発のあり方等を検討した上で耐震化の促進を図ります。





## 住宅の耐震化の目標

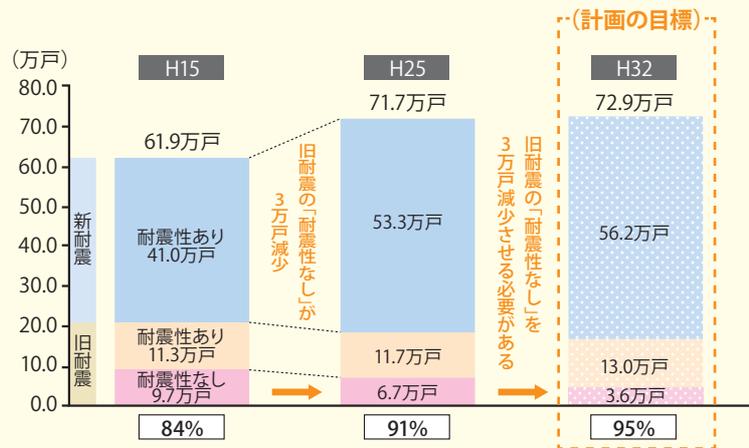
耐震化率90%を超える中、これまで耐震化に取り組まれていない住宅には、所有者の高齢化の進展等から、取り組みが困難なものが多くなってきていると考えられ、また、居住人口の減少から住宅総数の伸びの鈍化が見込まれます。

そのため、耐震化率の上昇はより困難な面がありますが、本計画においては、**目標を平成32年度95%に設定します。**

平成32年度の目標耐震化率95%を達成するためには、**平成25年度からの7年間で「耐震性なし」の戸数を約3万戸減少させる必要があります。**

そのためには、前計画期間のおよそ1.5倍のペースで耐震化を推進していく必要があります。

併せて、まだ「耐震性なし」の住宅については、瞬時には倒壊に至らない程度の小規模型改修、防災ベッドや家具固定などの生命を守るための対策について、啓発と支援策により促進を図ります。



本市における住宅耐震化の状況の推移(推計値)と目標年次における想定戸数(住宅・土地統計調査からの推計値)

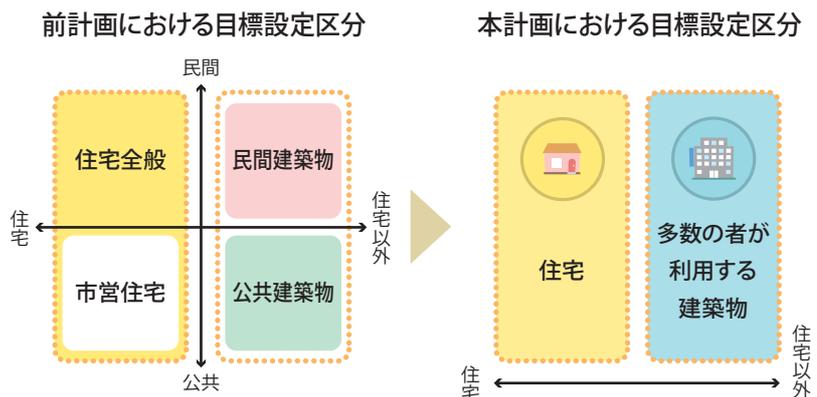


## 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

本計画では、耐震改修促進法の「多数の者が利用する建築物」を対象として、**耐震化率の目標を平成32年度95%に設定します。**

### 目標設定における対象区分の変更について

今回の改定において、目標設定における対象区分について、前計画における「4区分」から、「住宅」と「多数の者が利用する建築物」の「2区分」に変更します。



# 耐震化推進のための取り組み

## 耐震化を促進するための普及・啓発



### (1) 地域と取り組む普及・啓発

- ・地域団体への呼びかけ
- ・主体的に取り組む地域への重点的な支援
- ・地域の人による各戸訪問など

### (2) 関連団体との連携による普及・啓発

- ① 神戸市建築物安全安心推進協議会との連携
- ② 関係団体と連携した行事・イベントの開催
- ③ 中古住宅流通やリフォーム工事などにあわせた耐震化の働きかけ

### (3) 多様な手段による耐震化の普及・啓発

- ① 多様な媒体等による耐震化の普及・啓発
- ② 住教育の取り組み
- ③ 耐震性に係る表示制度の普及

### (4) 安心して耐震改修を行うことができる相談体制等の充実

- ① 相談体制の充実
- ② 耐震改修工事を安心して依頼できる組織の整備
- ③ 講習会の実施

## 住宅の耐震化促進のための施策等



### (1) 住宅の耐震化を図るための支援策

- ① すまいの耐震診断員派遣事業の推進
- ② 共同住宅の耐震化の推進
- ③ すまいの耐震改修事業の推進

### (2) 地域特性に応じた耐震化の推進

- ① 地域特性を踏まえた耐震化の普及・啓発
- ② 関連施策との連携による耐震化の推進

### (3) 所有者の状況を踏まえた支援策の実施

- ① 小規模型耐震改修等による地震対策の推進
- ② バリアフリー改修等と連携した耐震化の推進
- ③ 中古住宅流通を契機とした耐震化の促進

### (4) 地震時の総合的な安全対策の推進

- ① 家具の固定促進事業の推進
- ② マンションの建築設備等の地震対策の推進

## 多数の者が利用する建築物等の耐震化の推進



### (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化

- ① 耐震診断・耐震改修等の支援
- ② 超高層建築物等の長周期地震動への対策
- ③ 非構造部材等の地震対策の推進
- ④ 情報提供・相談体制の推進

### (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- ・緊急輸送道路沿道建築物を指示対象建築物として、引き続き補助事業の実施により耐震化を促進

### (3) 建築物の耐震化に関する指導等

- ① 指導・助言
- ② 指示
- ③ 指示に従わない旨の公表
- ④ 勧告・命令

## 【お問い合わせ】

### 神戸市住宅都市局建築指導部耐震推進課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

TEL:078-322-6608 FAX:078-322-6094

神戸市広報印刷物登録 平成27年度 第732号 広報印刷物規格B-1類



City of Design  
KOBЕ

Member of the UNESCO  
Creative Cities Network  
since 2008

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。